



# 埼玉県報

第 2859 号  
平成 28 年(2016 年)  
12 月 16 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の合併に係る公告（県央地域振興センター）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 加須都市計画事業栗橋駅西（大利根地区）土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 上尾都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 一般国道 407 号の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（熊谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 28 年度 2・3 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県立小児医療センター新病院医療情報システム用端末機器の調達に係る落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム（医用画像情報システム）の調達に係る落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム用端末機器の調達に係る落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額（経営管理課）

- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートハウスみんなのて

三 代表者の氏名

高橋 良江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市鶴瀬西三―十二―二十六ルミエール七号室

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方やご家族が地域の中でより豊かに過ごせることを目指し、障害のある方が自分らしく充実した生活をおくるための支援や、そのご家族もともに生きていくための支援を行うことを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人にゃいるどはーと

三 代表者の氏名

東江 ルミ子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市本町二丁目十一番十六号 保全社あさかビル1F

五 定款に記載された目的

この法人は、動物愛護の精神に基づき、飼い主のいない猫を保護して、管理・飼養し、愛情と責任をもって飼育を希望する里親を探す活動を中心に行い、加えて、地域猫活動を行うことにより、人と猫が共生できるまちづくりの推進及び環境の保全を図ることを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年十二月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人JOYスポーツ  
代表者の氏名  
平田 麻里子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県八潮市南後谷七百六十三番地七十三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民に対し、各種スポーツクラブ、スポーツ教室、イベント、大会、交流会等の企画、開催及び運営に関する事業等を行い、スポーツの振興及び健康の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年十二月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人地域こども包括支援センター
- 三 代表者の氏名  
野口 和幸
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県越谷市越ヶ谷二丁目九番六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域のこども達への福祉活動を通して、経済的貧困家庭の児童・生徒に対し食事の提供、学習支援、居場所づくり、教育活動、啓蒙活動等地域との連携を築き、こども達の健全な成長と健全な社会育成に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第四項の規定により、特定非営利活動法人の合併に係る認証について次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、合併趣旨書並びに合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年十二月五日
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人北本市手をつなぐ育成会
- 三 代表者の氏名  
村田 則弘
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県北本市緑四丁目百九十七番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、在宅の障害者に対し、身近な地域で通所により必要な自立訓練や授産活動の場として障害福祉サービス事業所の運営及び支援を行い、障害者の社会参加を促進することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県戸田市下戸田二丁目三十一番二の一部、三十一番四の一部、三十一番五の一部、三十一番七の一部、三十一番十四の一部、三十一番十五の一部、三十一番十六の一部、三十一番十七の一部、三十一番十八の一部、三十一番十九の一部、三十一番二十の一部及び三十一番二十一）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

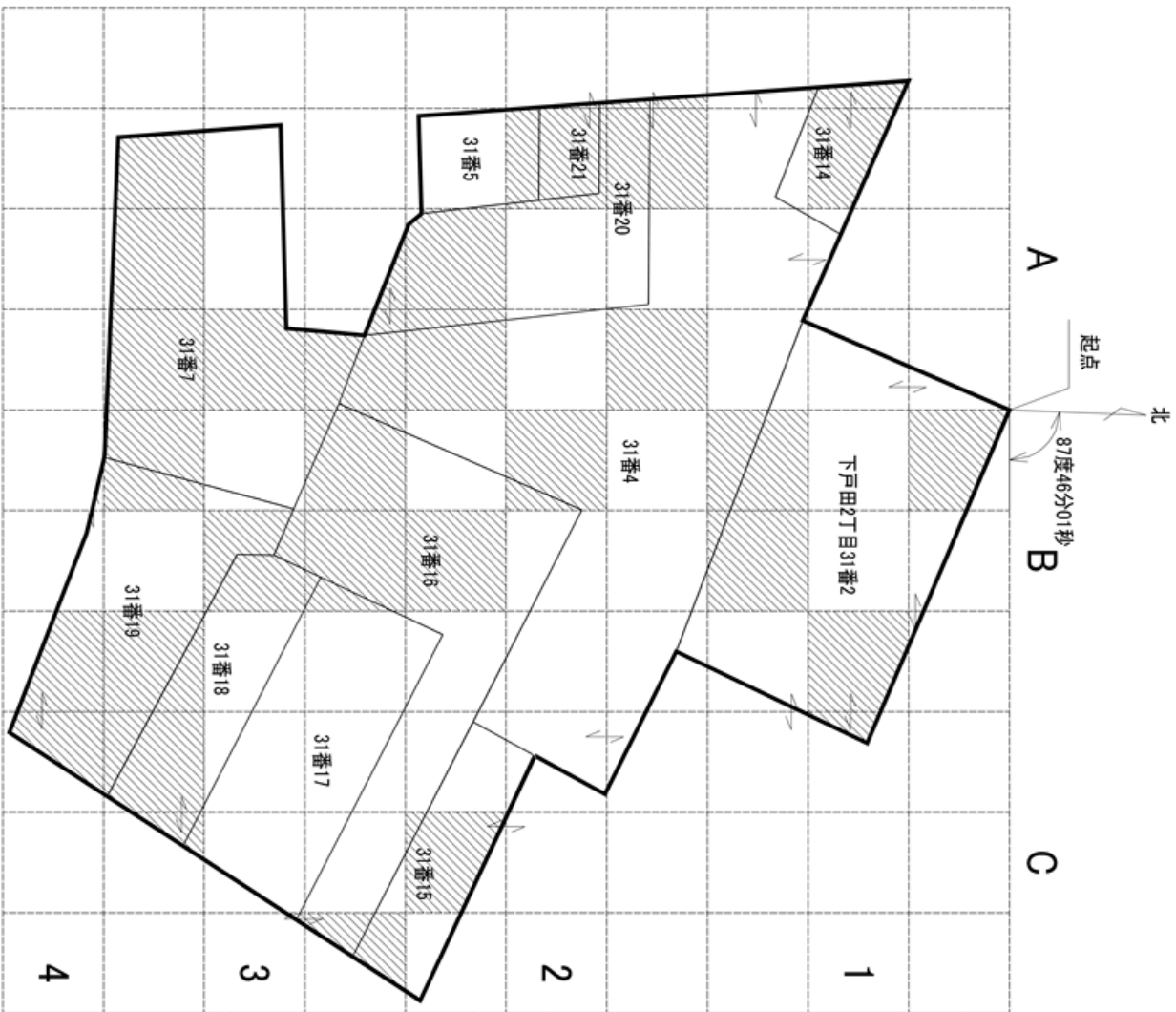
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物



別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ↙ 区画統合
- ▨ 形状変更時要届出区域に指定する区画

【起点】  
起点は、戸田市下戸田2丁目31番地2の臺北端とする。

【申請に係る土地の面積】  
2,473.3㎡

【格子の回転角度(87度46分1秒)】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県戸田市下戸田二丁目三十一番十五の一部、三十一番十六の一部及び三十一番十七の一部）

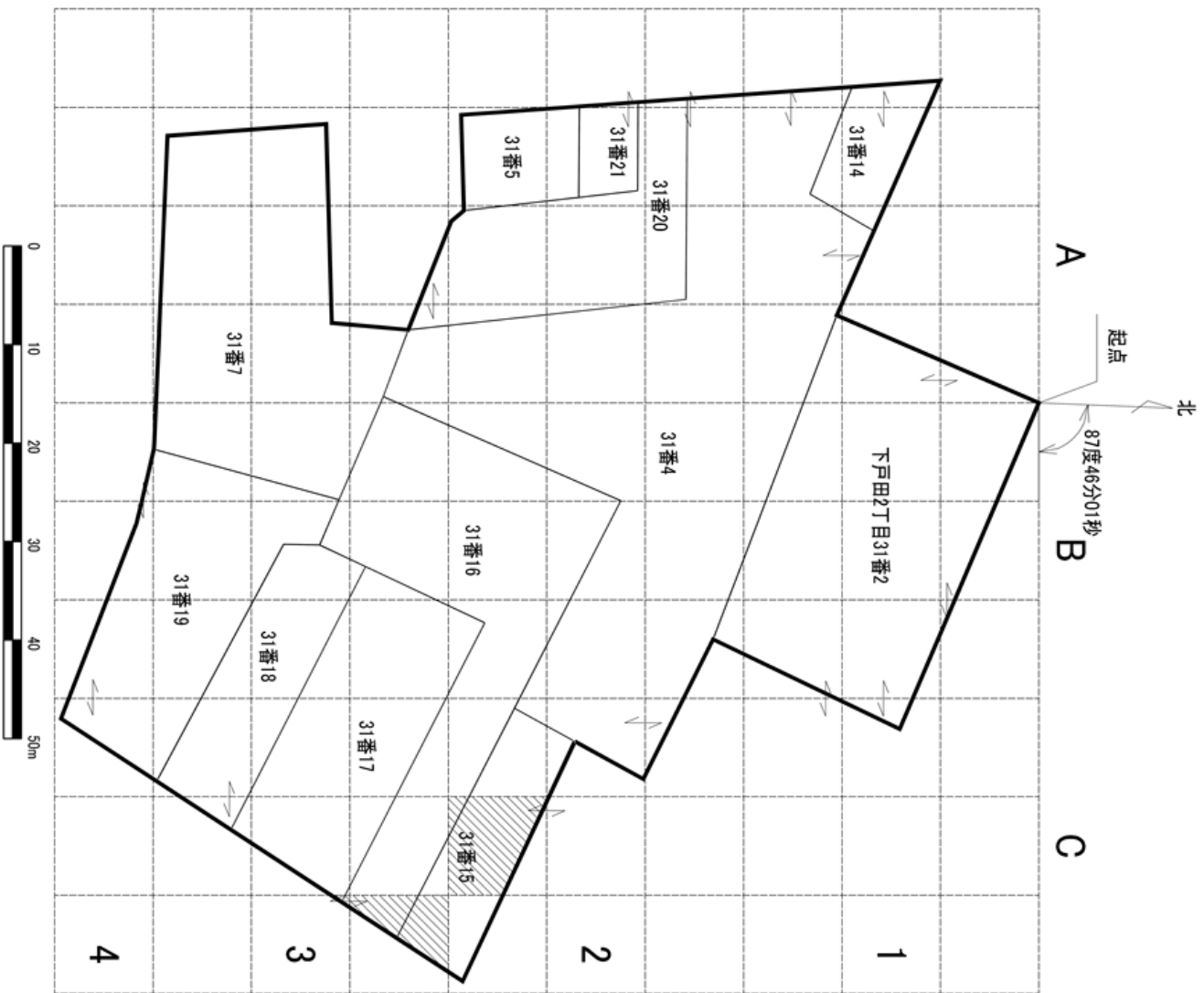
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

#### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



凡 例

-----	単位区画	←	区画統合
---	筆境界		
—	敷地境界		
▨	要措置区域に指定する区画		

【起点】  
起点は、戸田市下戸田2丁目31番地2  
の最北端とする。

【申請に係る土地の面積】  
125.1㎡

【格子の回転角度(87度46分1秒)】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百十号

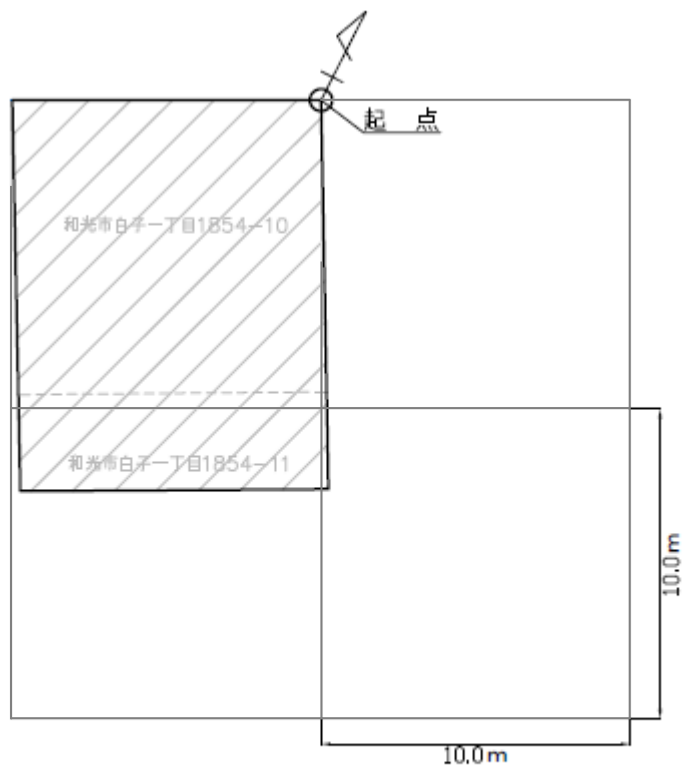
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千七十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県和光市白子一丁目千八百五十四番十及び千八百五十四番十一）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図






【起点】

起点は、埼玉県和光市白子一丁目 1854 番 10 の最北端とする。

【格子の回転角度】 63 度 01 分

【凡例】

-  指定を解除する区域
-  敷地境界
-  地番境界

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキチューせんげん台西店

埼玉県越谷市千間台西五丁目一番八号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

近隣に小中学校があるため、店舗出入口に交通誘導員を配置するなど安全に十分配慮すること。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年十二月十六日から平成二十九年一月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）所沢駅東口駅ビル計画（Ⅰ期）

埼玉県所沢市くすのき台一丁目一番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

西武鉄道株式会社 代表取締役 若林久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年二月一日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千四百十三平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三八九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八二九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三五二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一〇九立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

未定（店舗一―一、一―二十九、三十一、一―三十九、四十二、一―四十

七) 午前十時から午後十時

未定(店舗一―五、一―八―二十八、一―四十三―四十六、二―一―四、二―九―二十二、二―四十一、三―一―七、三―十三―二十二) 午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十一時

ト 届出年月日

平成二十八年十二月一日

## 二 縦覧期間

平成二十八年十二月十六日から平成二十九年四月十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十八年十二月十六日から平成二十九年四月十六日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告 示

## 埼玉県告示第千六百十三号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

川越市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

川越市全域

### 四 作業期間

平成二十八年十一月十四日から平成二十九年三月二十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千六百十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（座標補正・数値修正）

### 三 作業地域

吉川市・松伏町・越谷市・三郷市・八潮市・草加市地内

### 四 作業期間

平成二十八年十一月二十四日から平成二十九年三月十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千六百十五号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

日高市

### 二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

### 三 作業地域

日高市全域

### 四 作業期間

平成二十八年十二月十五日から平成二十九年三月二十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千六百十六号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

狭山市

### 二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

### 三 作業地域

狭山市全域

### 四 作業期間

平成二十八年十二月十五日から平成二十九年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、加須市から加須都市計画事業栗橋駅西（大利根地区）土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百十八号

上尾市から上尾都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県坂戸市仲町十六番地一セントラルコート坂戸パークス六〇五号室

前田 一弘

二 取消年月日

平成二十八年十二月十三日

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百二十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県東松山市あずま町一丁目二番地四 ネオグランツ I・A 一〇一

高橋 翼

二 指定年月日

平成二十八年十二月十三日



## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

路線名	四百七号
供用開始の区間	東松山市大字下野本字下野本六八五番一地先から同市大字上野本字下野本二二七四番一地先まで
供用開始の期日	平成二十八年十二月十六日
備考	平成十二年五月二十六日付け埼玉県告示第七百九十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長四二・二〇メートル。

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

第十一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十八年十 二月七日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字堀込六百四 十八番一	指定に係る道路の位置
八十三・九七	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

#### 一 許可番号

平成二十八年十月十八日

熊建セ第〇八二八〇〇〇一〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年十二月十三日

熊建セ第三百四十五号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字中戸七百九十五番七の一部、七百九十五番八、七百九十五番九の一部、七百九十五番十、七百九十五番十一、七百九十五番十二の一部、七百九十五番十五の一部、七百九十八番、七百九十九番一、八百番二、八百番十

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都板橋区大原町四十一番七号

株式会社高橋製作所 代表取締役 高橋登喜男

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成28年度2・3月分）

JIS 1号 172,800リットル

### (2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

### (3) 履行期間

平成29年2月1日から平成29年3月31日まで

### (4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（小数点第3位以下は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

## 3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号  
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 番匠・石井  
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会の有無

無

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成29年1月19日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年1月18日 午後5時まで  
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成29年1月19日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第



2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成29年1月6日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 172,800ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. January 19, 2017 (Bidding by registered mail must be received  
by 5:00 p.m. January 18, 2017)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan  
Telephone: 048-830-5985

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第七十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入案件名及び数量

小児医療センター新病院医療情報システム用端末機器 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

3 落札者を決定した日

平成 28 年 11 月 4 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日本電気 関東甲信越支社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番 17 号

5 落札金額

122,040,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 28 年 9 月 23 日

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第七十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入案件名及び数量  
医療情報システム（医用画像情報システム） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター 埼玉県熊谷市板井 1696 番地
- 3 落札者を決定した日  
平成 28 年 11 月 4 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 北関東支店  
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番地 16 号
- 5 落札金額  
174,960,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 28 年 9 月 23 日

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第七十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入案件名及び数量  
医療情報システム用端末機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター 埼玉県熊谷市板井 1696 番地
- 3 落札者を決定した日  
平成 28 年 11 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電気株式会社 関東甲信越支社  
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番地 16 号
- 5 落札金額  
42,768,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 28 年 9 月 27 日



# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第七十九号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月二十七日から施行する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表特別病室の使用の項に次のように加える。

埼玉県立小児医療センター	特別病室	一日につき	一〇、八〇〇円
--------------	------	-------	---------

## 告 示

### 埼玉県教委告示第三十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

#### 一 日時

平成二十八年十二月二十一日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

イ 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則について

ロ その他

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 鈴 木 聖 二

埼玉県監査委員 諸 井 真 英

# 1 監査結果に関する報告

## (1) 監査の対象事務

平成27年度・平成28年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

## (2) 監査の対象機関 72機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
総務部	川口県税事務所、所沢県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
環境部	北部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	総合リハビリテーションセンター、所沢児童相談所
保健医療部	加須保健所、高等看護学院、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、川越高等技術専門校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	秩父農林振興センター、大里農林振興センター、農業技術研究センター、茶業研究所、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、飯能県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、熊谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、大久保浄水場、行田浄水場、水質管理センター
病院局	循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所
教育局	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、文書館、大滝げんきプラザ、浦和東高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷農業高等学校、芸術総合高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、戸田翔陽高等学校、新座柳瀬高等学校、皆野高等学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、宮代特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	警察学校、朝霞警察署、川越警察署

## (3) 監査実施日

平成28年8月18日～平成28年10月31日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
県民生活部	男女共同参画推進センター	平成27年度の「埼玉県男女共同参画推進センター保育士派遣業務委託」に係る随意契約において、2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者からのみの徴取で契約を締結したことは、不適切であった。
農林部	農業技術研究センター	平成27年度の「産業廃棄物収集運搬委託契約」及び「産業廃棄物処分委託契約」(契約金額合計599,940円)について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を

		作成していなかったのは、不適切であった。
警察本部	警察学校	平成27年度の「警察学校庁舎環境衛生管理業務委託」(2,592,000円)の一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 鈴 木 聖 二

埼玉県監査委員 諸 井 真 英

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県民生活部	文化振興課	平成 28 年 10 月 7 日 (第 2839 号)	平成 27 年度の「文化ともしび賞トロフィー作成」に係る契約 (514,080 円) について、予定価格調書に記載した予定価格を超えた金額で契約を締結したのは不適切であった。	再発防止のため、職員朝礼において職員全員に監査結果及び事案の概要を説明するとともに、埼玉県財務規則等の再確認及び契約事務の適正な執行の徹底を指示した。  また、出納総務課作成の「財務に関するチェックシート (契約編)」を活用し、複数職員によるチェック機能を強化した。
環境部	資源循環推進課	平成 28 年 10 月 7 日 (第 2839 号)	平成 27 年度の彩の国資源循環工場 (借地施設) 整備事業に関する土地賃貸料の債権管理について、次の点で不適切であった。  1 納期限までに納付されなかった賃貸料について、納期限の翌日から起算して 40 日以内に督促すべきところ、この期間を超過して督促していた。  2 督促をした旨を債権管理簿に記載すべきところ、記載していなかった。  3 納期限までに納付されなかった賃貸料について、財務規則で定める様式の督促状で督促すべきところ、普通文書で督促し、督促状に納期限が記載されていなかった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、関係職員を部内財務研修に参加させ、課内でも職員全員に財務研修を実施した。  関係職員を出納総務課による個別職員研修に参加させ、ミスの発生原因を再確認するとともに、ミスを防止する対応について助言を受けた。  収納状況に係る債権管理について、総務担当職員が財務帳票により納付状況を確認し、督促期限のチェックをするとともに注意喚起をすることとした。